

相続専門、税理士が教える

採めない遺産の残し方

第3回



税理士法人レディング
(愛知県名古屋市)
木下勇人代表(37)

今回のテーマは「生命保険の活用」です。①相続税対策、②納税資金対策、③争族対策の観点から、不動産オーナー様に特に取り組んでいただきたい生前対策の一つです。

①相続税対策

対策について。「500万円×法定相続人の数」についてでは、相続税の非課税として取り扱われます。たとえば、相続人が妻、子2人の合計3人の場合、「500万円×3人」=1500万円までは非課税。1500万円を預金で持っていると相続税がかかります。ただし、相続人孫つまり「相続人でない孫」が保険金受取人となっている場合、相続税の非課税の適用は受けられず、相続税も2割増し。また、本來、3年以内の贈与につき相続財産の加算対象とされない「孫への贈与」も、保険金を受け取ることで加算対象

になりますが、保険に形を変えると相続税がかかりません。ただし、1500万円を超えた部分については相続税がかかります。また、養子縁組をしていない

かりますが、保険に形を変えると相続税がかかりません。ただし、1500万円を超えた部分については相続税がかかります。また、養子縁組をしていない

者になります。
②納税資金対策について。不動産オーナー様にとてはこの観点から、不動産加入も重要なことです。不動産が全体財産の9割を占めていたとができます。

を確保することはリスクを伴います。相続税をあらかじめ試算して、は、遺言と同じ効果があります。相続財産が納税資金の不足分を保有するリスクを回避することができます。

相続時の不足資金を補うための生命保険

に代價分割

としても、原則としては、現金で、しかも10カ月以内に、相続税を支払わなければいけません。売却できる土地はせん。売却できる土地

（③争族対策について。原則、死亡保険金は遺産分割協議の対象となりません。預金は遺留分の対象となります。

（きのした・はやと）監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開設。年間30件以上の相続申告・年間200件以上の相続税相談を行っている。

（きのした・はやと）監査法人トーマツ名古屋事務所に入所後、2009年に「相続専門事務所」を掲げて税理士法人レディングを開設。年間30件以上の相続申告・年間200件以上の相続税相談を行っている。

すが、死亡保険金は遺留分の対象となりませんので、遺言との組み合わせで遺留分対策としても効果的です。ま